

五島市監査委員公表第6号

平成29年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和2年3月23日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1五教総第2053号
令和2年3月12日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市教育委員会
教育長 藤田清人

平成29年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について

平成30年3月22日付け29五監第597号による平成29年度定期監査の結果に基づく指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

なお、措置が完了していない事項については、措置を講じた後、改めて報告いたします。

記

1 監査の対象

教育委員会総務課、学校教育課、生涯学習課、学校給食センター、文化会館、勤労福祉センター、観光歴史資料館、図書館、小中学校、福江幼稚園、教育委員会分室

2 指摘事項等

(1) 使用料及び手数料に関する事務について

<指摘事項>

- ④ 文化会館使用料については、五島市文化会館条例施行規則別表第4項の規定により「市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校が、教育活動その他その目的のために利用する場合」及び第7項の規定により「構成員のほとんどが市内の児童又は生徒で占められている文化団体が、その目的のために利用する場合」には、減免の率は100分の100と規定されている。ところが、教育委員会においては、当該団体における練習等の利用が増加し、減免に伴う使用料の減少及び他の者の利用に支障が生じるとの理由から、演奏会等の練習でホールを利用する場合には、減免の率を100分の50として運用していた。しかしながら、こ

の運用は、同規則が定める減免の基準を逸脱しているため、速やかに運用の見直し又は同規則の改正を検討されたい。

【講じた措置】

(文化会館)

平成30年度より、五島市文化会館条例施行規則別表第4項及び第7項の規定のとおり対処することとしました。

(2) 補助金に関する事務について

<指摘事項>

- ② 青少年健全育成地区活動費補助金(三井楽地区)については、平成27年度において補助対象外経費72,000円が含まれていることを認識していたにもかかわらず補助金の返還がなされず、さらに、平成28年度においても適正な精算処理がなされていなかった。交付すべきではなかった補助金については、速やかに返還を命じられたい。

【講じた措置】

(生涯学習課)

平成29年度の実績報告時に返還させ、入金を確認しました。

<指導事項>

- ① 交付申請時に提出した事業計画書、収支予算書等の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、五島市補助金等交付規則第11条第2項第1号の規定に基づき、事前に変更の承認を受けるよう補助事業者に対して指導されたい。

【講じた措置】

(学校教育課)

事業計画の内容及び予算の内容を変更する場合、軽微な変更を除き変更交付申請を行うよう補助事業者へ連絡、指導を行いました。

(生涯学習課)

事業計画の内容及び予算の内容を変更する場合、軽微な変更を除き変更交付申請を行うよう補助事業者へ連絡、指導を行いました。

- ② 要綱等において毎年度別に定めるとされている交付申請書の提出期限を定めていないものが見受けられたので、適正に処理されたい。

【講じた措置】

(生涯学習課)

毎年度、提出期限を定め文書にて通知することとしました。

- ③ 市が事務局を担当している補助事業について、市が受理した文書と補助事業者が起案した文書を同一のフォルダに保存しているものが見受けられた。補助事業の実施主体として当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整理し、適正な事務の執行に努められたい。

【講じた措置】

(生涯学習課)

市と補助事業者(事務局)の立場を明確化するうえでも、フォルダを分け管理するようにしました。

- ⑧ 中学校総合体育大会陸上競技大会参加旅費補助金及び長崎県中学校総合体育大会参加旅費補助金については、実績報告書が要綱等で定める提出期限を過ぎて提出されているものが見受けられた。補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導されたい。

【講じた措置】

(教育委員会総務課)

補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導を行いました。

(3) 準公金等に関する事務について

<指導事項>

- ③ 準公金に係る支払において多額の現金払が見受けられた。盗難や紛失などのリスク軽減を図るため、口座振込などの支払方法を検討されたい。

【講じた措置】

(学校教育課)

準公金における多額の現金支払いについては、口座振込できるものは、振込で処理するよう補助事業者へ連絡、指導を行いました。

<意見>

今回の定期監査において、小中学校における準公金の取扱いについて調査を行ったところ、実地調査を行った学校においては、収入及び支出と証拠書類等との整合、預金通帳、銀行届出印及び領収書の保管状況など準公金に係る事務はおおむね適正であると認められたものの、収入及び支出に当たって文書による決裁を受けておらず、出納整理簿が整備されていないものがあつた。また、準公金取扱事務に関して統一的な規程がなく、それぞれ独自に管理している状況であつた。

市長においては、準公金規程及び各団体の経理規程にのっとり、準公金の適正な管理に努めているところであり、小中学校においても、準公

金の適正な事務の執行及び職員による事件及び事故を未然に防ぐことの必要性を認識し、統一的な事務処理手続を定め、適正かつ安全な管理体制の整備に努められたい。

また、学校においては、準公金規程に規定する準公金に該当しない保護者からの徴収金を取り扱っているが、これらの徴収金については、学校教育活動に必要な経費であること及び学校という公の施設において会計処理が行われることから、準公金と同様に統一的な事務処理手続を定め、適正に取り扱われたい。

《措置が完了していない事項》

(教育委員会総務課 小中学校)

現在、規程等の調整を行っている最中ですが、学校に対しては今年度当初に統一した様式等を示し、収入及び支出の際は文書による決裁を受け適正に管理するよう指導をしています。

なお、規程等については、令和2年3月中に制定する予定です。